

選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明

民法750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定め、夫婦同姓を義務づけている。従って、自らの姓のまま婚姻することを希望するカップルが婚姻するためには、その一方が姓を変更する必要がある。

姓（氏）と名とが一体となった氏名は、個人識別機能を果たすのみならず、個人がその氏名のもとに人格的、自律的な営みをなすことによって、アイデンティティーの象徴となり人格の一部となるものであるから、姓と名とは切り離すことは出来ず、それが一体となった氏名が人格権として憲法13条により保障されるものである。夫婦同姓制度は、婚姻をするために、アイデンティティーの象徴である氏名の変更を望む望まないにかかわらず余儀なくさせるものであるから、憲法13条に反する。

さらに、夫婦同姓制度は、夫婦別姓のままでは婚姻できないとして、婚姻に「両性の合意」以外の要件を加重する点で「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」するとする憲法24条1項に違反し、カップルの一方にのみそのような人格の一部を喪失する選択を余儀なくさせる点でも「夫婦が同等の権利を有することを基本」とする同条項に違反するものである。現在の夫婦同姓制度は、夫婦いずれの姓も選択し得るとされているが、現実には95%以上の夫婦が夫の姓を選択し、多くの女性が事実上改姓を余儀なくされている（国連女性差別撤廃委員会から日本政府に対して、女性が婚姻前の姓を保持できる法整備が繰り返し勧告されている。また、国際人権（自由権）規約委員会からも、「民法第750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている」との懸念が表明されている）点で、夫婦同姓を義務づける民法750条は「性別により差別されない」ことを保障する憲法14条に反するものである。

そして、以上のような問題を有する夫婦同姓制度は「婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とする憲法24条2項に違反する制度である。

したがって、夫婦同姓制度を直ちに改め、選択的夫婦別姓制度が導入されなければならない。

選択的夫婦別姓制度に対する一部の反対意見の中には、「家族の一体感を失わせる」とする主張がある。しかし、別姓制度を採用している諸外国において、そのために家族の一体感が損なわれているという事実は認められない。そもそも、選択的夫婦別姓制度は、「家族の一体感を維持するために夫婦同姓であるべき」という価値観に基づいて、婚姻を契機として夫婦の一方の姓に改姓する希

望を持つ者が同姓となることを選択する自由を奪うものではない。

また、「通称使用の広まりにより社会生活上の不利益は緩和される」として、通称使用の拡大によって夫婦同姓制度を維持する意見も存在するが、通称使用の利便に限界があることは当事者等から指摘されているし、仮に社会生活上の不利益が全て解消されたとしても、人格権の一内容である氏名の変更を望まない者が婚姻するために望まない改姓を強制されるという根本的な問題は残るのであって、通称使用という代替手段の存在は、夫婦同姓の義務付けという人権制限を正当化するものでは到底あり得ないのである。

選択的夫婦別姓制度については、法制審議会がこれを導入する民法改正案を平成8年に答申して以来、28年もの月日が経過しているにもかかわらず、未だ実現していないが、現行の夫婦同姓制度は人権問題であり、選択的夫婦別姓制度の導入は憲法上の要請であって、婚姻をするために改姓を余儀なくされアイデンティティーの喪失に直面する人々や、その喪失を望まず婚姻できないカップルが多数存在するのであり、それらの人々の人格的な苦しみに思いを致せば、その導入に一刻の猶予も許されない。

当会は、平成22年「民法（家族法）の早期改正を求める会長声明」において、選択的夫婦別姓制度の導入を内容とする民法改正法案が速やかに可決成立されるよう求めたが、改めて国に対し、民法750条を直ちに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く求めるものである。

2024年（令和6年）8月6日
長野県弁護士会
会 長 山 崎 勝 巳